

# 岩見沢の将来をみんなの手で

市は、地方分権時代にふさわしいまちづくりと、社会環境の変化に対応した地域社会の実現を図ることを目的として、市民、議会、市長等が協力してまちづくりを進めていくための仕組みや基本ルールを定める「まちづくり基本条例」の制定に向けて準備を進めています。

広報いわみざわ5月号で、岩見沢市みんなで創るまちづくり基本条例市民会議から提出された「岩見沢市まちづくり基本条例(素案)中間報告」の概要を紹介していますが、この素案に対して市民の皆さんから意見を募集します。

市民会議では、いただいたご意見をもとに、さらなる検討・協議を行い、条例の策定作業を進めます。

「岩見沢市まちづくり基本条例(素案)中間報告」の概要を紹介していますが、この素案に対して市民の皆さんから意見を募集します。



くり基本条例(素案)中間報告」および意見提出様式は、市ホームページに掲載するほか、市役所本庁、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンターに、6月2日(月)から配置します。

問合せ先 市民連携室

## 市民意見交換会に参加を

岩見沢市みんなで創るまちづくり基本条例市民会議からの中間報告書をもとに、市民の皆さんとの意見交換会を開催します。

お住まいの地域に限らず参加できますので、ぜひ、参加いただき、ご意見をお聞かせください。

日時	会場
6月18日(水) 午後6時	栗沢市民センター (栗沢町北本町168)
6月20日(金) 午後6時	北村環境改善センター (北村赤川595)

## 岩見沢市まちづくり基本条例(素案)への意見募集

**募集期間** 6月2日(月)～7月18日(金)  
**応募方法** 意見提出様式に、氏名、性別、住所および意見を記載し、Eメール、郵送、ファックス、または直接持参してください。持参の場合は市役所本庁のほか、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンターでお受けします。

(電話や口頭での意見はお受けできません)

**応募・問合せ先** ☎068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号  
岩見沢市総務部市民連携室  
☎23局4111 ☎23局9977  
✉pabukome@i-hamanasu.jp

提出いただいた意見は、今後の協議の参考とし、意見に対する考え方は、後日、市ホームページなどでお知らせします。なお、個別の回答はしませんのでご了承ください。